

令和 4 年度 第 2 回男女共同参画審議会概要

日 時

令和 4 年 6 月 20 日（月）14 時 00 分～15 時 45 分

場 所

流山市役所第 1 庁舎 3 階 庁議室

出席 委員

北川会長、大塚副会長、加茂委員、永沼委員、飯野委員、竹内委員、
大久保委員、黒部委員

事 務 局

須郷総合政策部長、伊藤企画政策課長、秋葉男女共同参画室長、小西
主任主事

傍 聴 者

5 名

議 題

- (1) (仮称) 流山市多様性を尊重する社会推進条例について
- (2) その他

資 料

資料 1 (仮称) 流山市多様性を尊重する社会推進条例骨子（案）

参考資料 1 「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」解説

参考資料 2 「第 5 次男女共同参画基本計画」（抜粋）

議 事 錄（概要）

(須郷総合政策部長)

現在会期中の令和 4 年第 2 回定例会開会日の 6 月 2 日に、市長からの

一般報告として、（仮称）流山市多様性を尊重する社会推進条例について、本審議会及びパブリックコメント手続きを経て、今年度中に条例案を上程する予定であることを報告した。本日も委員の皆様にご審議いただき、頂戴したご意見を踏まえて条例の策定を進めて参りたい。忌憚のないご意見をお願いしたい。

（北川会長）

ただ今から、令和4年度第2回流山市男女共同参画審議会を開会する。議事に先立ち、本日は数名欠席しているが、委員12名中8名が出席しているため、流山市附属機関に関する条例第5条の規定に基づき本会議が成立していることを報告する。傍聴している方には、この審議会の進行がスムーズにいくようご協力を願いしたい。流山市では審議会等の会議の公開に関する指針を策定しており、審議会の会議は原則公開とする旨を規定している。委員の皆様には、ご自分の思いの丈を十分にここで反映させ、忌憚のない、また専門的なご意見をいただきたい。

今日の議題は、（仮称）流山市多様性を尊重する社会推進条例について、この1題である。

（事務局）

《資料確認》

初めに、第1回の審議会の振り返りとして、皆様から様々なご意見を頂戴したが、事務局からの説明が少し足りない部分があったため、補足させていただく。

今回諮問させていただいている条例の位置付けについて、条例の中で基本理念を定め、その理念に係る基本的な施策を明記するにとどめる理念条例と考えている。基本的な施策に係る各種計画については、該当部署において策定し、取り組んでいく。すでに策定している計画については、次期の策定で条例との整合を図る。

また、今回多様性を尊重する社会推進条例としていることについて、改めてご説明をさせていただきたい。

《参考資料2 「第5次男女共同参画基本計画」（抜粋）説明》

令和2年12月25日に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画の基本的な方針において、「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるもの」としている。第6分野では、「様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要」「多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ることは、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる」としている。

多様性を尊重する社会の推進の起点には、「男女共同参画の推進」があると認識している。多様性を尊重する社会を構成する人々の属性には、男女の性別にとどまらず、国籍、障害の有無等の様々なものが含まれ、それぞれの違いを認め合い、尊重することが必要と考えている。

この男女共同参画審議会は、流山市附属機関に関する条例に定められた附属機関であり、担任する事務は「男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関し必要な調整及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること」となっている。このことから、市長からの諮問「男女共同参画の新たな施策について」をご審議いただいている。令和3年度の審議会の中でも、「これからは、男女共同参画社会や多様な性の理解といった教育が必要」というご意見もいただいた。男女共同参画社会は多様性を尊重する社会と捉え、本条例のご審議をお願いしたい。

直近で制定されている他市の条例では、男女と多様性を盛り込む条例とする例が多い状況。男女の条例を改正し、多様性としている例もある。直近では、長野県安曇野市が今年度4月に改正した「多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」があり、安曇野市でも、男女共同参画の取組について改めて確認されている。

今回諮問させていただいている本市の条例については、「男女共同参画の推進」を基本的施策に盛り込み、今後も、現在の第4次男女共同参画プランに基づく男女共同参画を進め、次期プラン策定の際は、本条例

の理念による見直しを図る。

また、「多様性」について、とても広いものになっているため理解が難しいというご意見もあった。確かに広い範囲のものではあるが、本条例では主に、外的的な属性として、国籍、性別、障害、年齢を考えており、内面的には、L G B T Q や目に見えない障害等を含めたものを多様性と考え、まずは狭義として捉えている。条例の中で全ての属性を表記することは難しいため、特定の例を列記するのではなく、すべての人は一人ひとり違うと理解すること、その上で認め合うことを多様性と考えたい。またそれが、誰もが生きやすい社会であり、誰もが自分らしく暮らせるまち、多様性を尊重する社会になるとを考えている。

「不当な差別的扱い」ということについて、目に見える明らかな差別の他に、固定的な役割分担意識や性差による無意識の偏見などの差別を含め、あらゆる差別を含むものと考えている。流山市新型コロナウイルス感染症対策条例の第5条第3項に「市民等は、新型コロナウイルス感染症に罹患している又は罹患している恐れがあること等を理由に、不当な差別的扱いや誹謗中傷を行ってはならない」と定めていることから、「不当な差別的扱い」という表現にしたいと考えている。「男だから」「女だから」「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった無意識の思い込みなどによる差別、アンコンシャスバイアスもある。多様性による少しずつの違いによって差別が行われ、身体的、精神的、性的なあらゆる暴力に繋がっていると考えられるため、「不当な差別的扱い」という表現にしたい。

(北川会長)

国の第5次男女共同参画基本計画の中にもあり、他の自治体でも進められているような、多様性ということを基本にしっかりと考えていきたい。男女共同参画という審議会の名称ではあるが、まずはそれを進めながら、社会的に様々な不都合を感じている人々もいるため、そういうことも含めたものにしていくために、この多様性という言葉を使った「(仮称)多様性を尊重する社会推進条例」というものを作っていくことになる。第5次男女共同参画基本計画にもあるように、年齢、国籍、性的な指向や性自認に関することも含めて、幅広い多様な人たちを包摂した、多様

性ということを中心とした条例案になるようしていく。今、インクルーシブという言葉がどこでも用いられるようになり、教育の中でもインクルーシブ教育を進めている。全ての人たちを包摂するような、みんなが安心して豊かな気持ちで住める流山市を作っていくために、私たちはここに来て、審議するということになっている。

私たちの起点とするところは男女共同参画の推進ということであるが、そこからさらに次の段階、将来を見据えて考えていくことになる。審議会としては、今回の諮問に対してどのように答申するのかということについて、このような考え方を共有していきたい。事務局から示された条例の骨子案に対し、皆様のご意見を踏まえ、条例に盛り込んでいただく文章を作っていきたい。そしてそれを井崎市長に答申し、案として審議会から出していきたいと考えている。

ただいまの事務局からのご説明等について、ご意見をいただきたい。

(大久保委員)

多様性についての説明もあり、前回より随分内容はわかるが、やはりそもそもこの条例の名称自体が、北上市のような名称になっていないことが疑問。男女のことがまだ解決していないのに、それを飛ばして多様性というところにすることに、どうしても納得がいかないというか疑問を感じている。説明されたことはわかるが、まだ男女の問題が解決していないのは事実なのに、解決しているかのような印象を私は受ける。男女の不平等などが解決していて、その次のステップの多様性の方にシフトしているような感じにも見受けられる。企業もこれから男女の賃金格差を発表するという、まだその段階なのに、それはどうなのか。決して多様性を否定しているとか軽んじているとかではなく、そもそも次元が違う別の問題だと思う。一つにまとめず、北上市のように男女共同参画と多様性の両方が入っている名称が良いのではないか。なぜそのような名称では駄目なのかということがとても疑問に思っている。

(北川会長)

もちろん、男女共同参画のことは基本法ができてもう20数年にもなるが、まだ全然解決してないところが多い。それを解決するためにこの20年くらいの間で続々と色々な施策を行っており、その中で解決していくこう、そしてその次にもう一度レンジを上げていこうというような考え方で、多様性ということを前面に打ち出した「多様性を尊重する社会」というような文言になっているのだろう。

(事務局)

今のことに関連し、前回と今回で骨子案を修正している点についてご説明させていただきたい。

《資料1（仮称）流山市多様性を尊重する社会推進条例骨子（案）説明》

修正した点、追加した部分にはアンダーバーが入っている。消したものには見え消しの横線が入っている。

前回の審議会の中で、障害の「害」の字について平仮名にしてはどうかという意見を頂戴し、市の法務担当に確認した。市が作る公用文については常用漢字表に載っている漢字を使って公用文を作成するという決まりがある。障害の「害」の字は常用漢字として記載されているため、「障害」という字は平仮名ではなくこの漢字で表記される。

性別等についての「等」という字を増やした点については、性別だけだと男性、女性となってしまうため、性的マイノリティも含めて「等」としている。

項目No.1. 目的について、「人権を」という文言を追加し、「流山市における多様性を尊重する社会の推進に関して、基本理念に基づき、市の責務、市民等の役割、基本施策を定めることにより、多様性を認め合い、人権を尊重する社会の実現を目的とする」とした。

項目No.2. 定義について、性的指向、性自認について説明を載せているが、今現在の骨子の中では特段この言葉は出てきていないため、必要であれば逐条解説で出すことを考えている。

項目No.6. 基本的施策①「男女共同参画を推進する」ということの考え方について、「の一つ」を消し、「男女共同参画社会は、多様性を尊重する社会と捉え、引き続き、男女共同参画の推進に取り組むことを明確にする」としたい。②の考え方について、「無意識な偏見」を、「無意識の偏見」に修正していただきたい。

先ほど男女のことをそのままにして多様性にシフトしているのではないかというご意見をいただいたが、前回を踏まえて基本的施策の中に男女共同参画の推進を入れ、現在すでに流山市男女共同参画プランの施策を実施しているため、改めて男女という条例を作るのはなく、そのプランも施策の中の一つの計画と捉えていただき、もっと広く多様性を見据えたものとして条例を作りたいと考えている。もちろん男女のことなおざなりにということではなく、男女を含めた多様性を尊重する社会が、流山市の豊かな生活に繋がっていくものと考えている。

(北川会長)

確かに、男女共同参画がまだまだ進んでいないということはあるが、これから社会を目指しての条例である。男女共同参画も推進し、実現するように努力しながら、他の色々な不合理なことがある人々の状況も改善していくために、多様性という言葉を使い、多様性を認め合う、そして多様性があったとしても流山市で暮らしやすい生活ができるようになる社会を作り上げていこうというプランである。今だけではなく将来を見据えてということ。現在は、男女共同参画のプランがあり、色々な施策も行われている。その実現を少しずつ進めながら、評価も私たちはできるため、チェックをしながら将来を見据えていくということを考えていきたい。

(竹内委員)

まず先に、男女共同参画とこの多様性の条例について、私の考えとしては、これは区別されるものではなく、多様性という森の中に男女共同参画の木がある、或いはその他に障害者に关心のある人もいるかもしれないし、他の問題に关心を寄せている人がいるかもしれないため、それ

らを含めた多様性の推進条例ではないかという捉え方をしている。「これだから、あれだから」ではなく、「これも、あれも」という受け止めだと進めていきやすいのではないかと思った。

骨子の内容について1点お尋ねするが、項目No.1.目的の「市民事業者」が「市民等」に、項目No.6.基本的施策の③「学校教育」が「教育」に変更されているが、これはどのような考え方によって変更されたものか。

(事務局)

最初の「市民等」については、2ページ目の右側に、流山市自治基本条例という、市がすでに作り、これをもとに流山市は動いているという条例がある。その中で「市民等」について「市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいいます。」と定義をされているため、改めてこの条例で「市民」「事業者」を定義するのではなく、この条例に準ずるものとして考えることで「市民等」とした。

(北川会長)

ご意見や質問をしていただき申し訳ないが、一つひとつ最初から審議していくことにしたい。

まず最初に、項目No.1.目的について。多様性ということについては、今のご意見は重要であり、参考にさせていただきたい。多様性を尊重する社会を、そのように全てを包摂した意味で、一人ひとりを理解し、認め合う社会だと捉えることを基本にしたい。

(竹内委員)

他市の条例を見ると、市民や事業者、或いは教育に携わる者などと細かく定義されていて、それがとても分かりやすいと思った。そのため、流山はどうなのかなと思い質問をした。

(北川会長)

わかりやすく書く、というのが第一義的なことだとは思うが、条例にそういった細かいことを盛り込むことができるかということは事務局に

お尋ねしたい。

「市民等」と一言になったことについて、その意味として説明は後ろの方に書いてあるが、それをまた元に戻した方がいいというお考えか。

(竹内委員)

わかりやすさという点で私は申し上げている。「市民等」だと、どうしても市民というところに目が行きがちになるため、他はどうなのかという疑問を持った。

(伊藤企画政策課長)

「市民等」については、私どもの一番上の条例である自治基本条例を根拠に変更したが、骨子は条例の条文を考えるものではないため、今のような教育者や事業者など明確に入れた方が良いのではないかというご意見を審議会としていただければ、それをもとに検討していく。条文の書き方については、法的なこともあるため、法規とも相談していく。細かくした方が良いと審議会でオーソライズされれば、そういうご意見で返していただければと思う。

(北川会長)

私たちは審議会であり、条例の案を出す方であるため、ここをさらにわかりやすくした方が良いということであれば、どのような言葉をここに入れた方が良いという提案はあるか。

(竹内委員)

他市を例として、事業者というのは入れても構わないと思う。また、市によって教育関係者、教育に携わる者、とそれぞれであるため特にこの言葉が良いというものはないが、教育は別にした方が良いのではないかと思っている。

(大塚副会長)

前回見た時に、市民、事業者の2つが列記されていたため、教育関係者はどうなんだろうと疑問に思っていた。今回、「市民等」という言葉

に変わり、かつ自治基本条例の定義も拝見したため、この定義の通り色々な立場の方々がすべて包括されている「市民等」という言葉に納得したところである。もし細かくした方がわかりやすいというのであれば、この定義が入ってくると良いのかもしれない。

(北川会長)

具体的にはどのような言葉を入れた方が良いか、それについてのご意見はいかがか。

(大久保委員)

細かくするとわかりやすいというのもあるが、今出ていたように、「市民等」でも流山市自治基本条例の説明を見てわかる。特に他に何かわかりやすい文言というよりは、これでもいいのではないか。また、それを言ったらなぜここに男女は入っていないのかということにも繋がってくる。正直まだ全くもって納得できていない面があるが、先ほど説明をいただき、そう言われればそうなんだよなとしかもう言えない。ただ、私がこの審議会で審議委員になった理由が男女のことがベースだったため、そこにこだわりたいというのはとてもある。実際、審議委員になった当時部長一覧の資料を見たら、全員男性だった。今はどうなっているのかと見た時に、20人中まだ女性は1人で、結局そうじゃないかと。そう思いながらこの条例の名称を見てしまうところがある。もちろん性別、国籍、障害の有無も当然だと思うが、人権の問題と男女の問題は別ではないか。人権の中に男女が入るが、内閣府の男女共同参画の資料や色々なものを読むと、やはり問題視されていることがそもそも違うのではないかと思うところがあり、どうしても名称のところから進めないというのがある。

(北川会長)

ここはそういうことを審議する場であり、色々なご意見をいたいたい方がありがたい。

「等」ということについて、今日すぐ解決しなければいけないということではないため、「等」でも良いという考え方と、もう少しわかりや

すぐというご意見は尊重したい。また次になるかもしれないが、もう一度ご意見をいただくということにしたい。

(伊藤企画政策課長)

項目No.1の目的で「市民等の役割」となっているところは、項目No.5の役割ともリンクしてくるため、それも踏まえて次回までにご検討いただきたい。

(北川会長)

項目No.2. 定義にうつる。委員の皆様の多様性についての考え方や、右側の論点・考え方の整理の欄に多様性と性別等の説明があるが、これをもう一度考え直す必要があるのかということもご意見をいただきたい。

多様性の定義の属性に年齢も入れるとしていたため、ここに年齢ということも入れていただきたい。

(飯野委員)

多様性で属性というと、人種もあるだろうと思う。ただ、全部ここに挙げるかというとそうでもないのだろう。

前文にも関係してくるが、障害の有無「など」と平仮名になっているが、これは「等」と漢字にしておかないと挙げたことにならず駄目ではないか。「性別等」と先に「等」が出てくるが、もう1回「等」という漢字が出てくる必要があると思う。

(北川会長)

平仮名ではなく漢字でお願いしたい。

次に項目No.3. 基本理念以降についてご意見をいただきたい。

(飯野委員)

前文と同じようにここも、障害の有無「等」と漢字に戻しておかないと意味が通じないだろう。

(伊藤企画政策課長)

性別等の「等」を漢字で入れたため、「等」が重ならないように後ろを「など」と平仮名にしたが、条例化する時の書きぶりについては法規と検討したい。

(北川会長)

ここも「等」と漢字に戻すこととし、条例の時はまた事務局で検討していただることにする。

(飯野委員)

基本理念と前文の表現が同じだが、「とらわれず」とするか「かかわらず」とするかで微妙に意味が違ってくるだろう。「とらわれず」として、自分がそれに引っかかったり、しがみついてしまうことがなく、とするのか、「かかわらず」として、それらの有無等に関係なく、また重大な関係がなく、とするのかで意味が違うのだろうと思う。どちらが適切かというのは私自身も今意見は言えないが、ここは、新しい条例をつくる上では、意味は違うように感じる。

(北川会長)

「とらわれず」いうのは個々の人たちにも関わるため、「かかわらず」の方が一般化された表現ではないかという気がする。事務局の考えはいかがか。

(事務局)

今までお示ししていたものが「とらわれず」と「かかわらず」が混在していたため、本市の他の条例を参考にしたところ、平成31年に制定した手話言語の普及の促進に関する条例の中で「障害の有無にかかわらず」という表現があったため、「かかわらず」という言葉に統一して今回の骨子案は作成した。

(北川会長)

「かかわらず」の方が妥当と考えられる。

1番最後の文章の「誰もが」は削除するといふことですか。

(竹内委員)

1番最後の部分の「誰もが」はなくても良いと思う。1行目にある「誰もが」を、「かかわらず」の後に持ってくると主語がわかりやすく、強調されるのではないかと感じた。そうすると、次の多様性を認め合うこと、不当な差別を受けないことはそのままの文章で構わないが、その次の文章が「一人一人が、」ではなく「一人一人、」というように変わるものではないかと思う。これは読んだ時の流れとして私が感じたことであり、特にそうして欲しいということではない。

(北川会長)

「誰もが」を「かかわらず」の後に持ってくるというご意見をいただいた。また、1番最後の文章に「こと」は必要ではないか。

(竹内委員)

「暮らせるまちであること」なのか、「暮らせるまちである」で途切れるのか、それは事務局に確認したい。

(北川会長)

1番目と2番目は、最後に「こと」とついている。特に「誰もが」を「かかわらず」の後に入れると、「こと」という言葉入れないと収まりがつかないような気もする。事務局には、このような意見があるということをメモしておいてほしい。

(事務局)

ご意見として承る。

(北川会長)

次に、項目No.4、5、6について、ご意見をいただきたい。

(大久保委員)

感覚的なことではあるが、最近片仮名の言葉がたくさん使われていて、たまにわからない時がある。この先、条例でも片仮名はあまり入らない方が、色々な世代の方がわかりやすくて良いのではないかと思う。項目No.6. 基本的施策の考え方の整理等の部分にインクルーシブと入っていて、一瞬「インクルーシブをちゃんと日本語にしたら何だっただろう」と思ってしまった。片仮名の言葉が出てくると少しわかりづらくなるという感覚を受けた。

(北川会長)

ありがたいご意見。なかなか日本語で表現できない、また日本語で表現してもインクルーシブというのは「包摂する」ということでわかりにくいため、そのまま使っていることもあるかもしれない。ただ、日本語の文章の中には日本語でわかりやすく書いた方が良いだろう。

(大久保委員)

そうすると、「包摂する」が2回出てくることになる。

(北川会長)

最初に「包摂し」とあるため、「インクルーシブ」は取っても良いのではないか。

(伊藤企画政策課長)

今ご指摘いただいたところは、国の第5次男女共同参画基本計画を抜粋した部分であるため、市のオリジナルの文言ではない。抜粋したものを見直すことはできないが、市として条例をつくっていく際にはそのような表現をしたいと思う。片仮名の言葉がわかりにくいというご意見は承った。

(竹内委員)

基本的施策③について、「学校教育に取り組む」から学校が消されているのはどういう理由からなのか、事務局に伺いたい。

(事務局)

教育は、学校教育だけではなく生涯教育も入ってくるため、一緒に「教育」という表現にした。

(竹内委員)

学校に限らず大きく見た時に、という捉え方で良いか。

(事務局)

広く考えて「教育」としている。

(大久保委員)

基本的施策④の「暴力や差別」という言葉が取られて「不当な差別的扱い」に変わっている点について、もちろん暴力も不当な差別ではあるが、暴力は深刻であるため、あえてこの言葉を取る必要はなかったのではないか。家庭内暴力いわゆるDVもあり、それは不当な差別ではあるが、この言葉を見てそこを考える人も少ないのでないかと感じた。DVだけではなく、障害者の方もパワハラ等を受けたりする。比較的、男性の障害者だと職場でのパワハラや、女性だと性被害等、これは差別というよりは完全に暴力だと思う。ここは強くこの言葉は残してもいいのではないか。

(北川会長)

確かにそれはある。暴力という言葉を入れておいても良いと思う。年齢のこと、高齢者の虐待や児童虐待もある。それは深刻な問題でもあるため、「暴力」という言葉は戻すということでお願いしたい。

(飯野委員)

項目No.5. 市民等の役割について、自治基本条例に「市民等」の範囲が書いてあるという場合に、自動的に他の条例は「市民等」の定義はそこで拘束されるのか。それが拘束されないのであれば、前文で「市民等」とするのであれば、市とその他具体的なものを少し書いて、括弧して(以

下、「市民等」という。)と書けばその後は全部同じように引きずられていくため、1番最初のところに具体的に書けば良いのではないか。この条例の中で「市民等」という言葉は全てこの自治基本条例通りであると言えば、作り方とすればそれはそれで正しいのだろうが、見た時に一定程度わかりやすくするというのが親切な条例だろうと思う。もう少し工夫をしていただいた方が良い。

先ほど教育の話も出たが、私も広めにした方が良いだろうと思う。教育といった時に、学校教育、地域社会での教育、家庭教育の通常3つの教育があるはずで、それらを全部包含した形で「教育に取り組む」ということである方が良い。また、取り組むというのを動詞として使うのであれば、間に平仮名の「り」が必要になるのではないか。

(北川会長)

その通りだと思う。「取り組む」と平仮名の「り」を入れてもらう。

一つ確認しておきたい。東京都でもパートナーシップ制度が進行しているが、この条例の中に盛り込むことは考えていないという理解でよろしいか。

(事務局)

今回の条例はあくまでも多様性を尊重する社会の推進というところまでで、パートナーシップ制度についてはこの条例をつくった後に検討していくみたいと考えている。

(北川会長)

あえてパートナーシップ制度という文言として盛り込まないということでおろしいか。

(事務局)

入れる予定にはしていない。性別等としたところで性的マイノリティも含むということを考えているため、そういった多様性を尊重するというところからまず最初に手をつけさせていただき、その後にパートナーシップ制度の導入については考えたい。

(飯野委員)

項目No.6. 基本的施策⑥の論点・考え方の整理等を見ると、見出しに「多様性に配慮した防災・災害対応に取組む」とあるため、本文も「防災対策や災害が起きた際に」というように、まず防災対策で取り組む、その上で災害が起きた際にも取り組む、として順番を合わせた方が良い。

(北川会長)

事前と事後であるため、その方が良いだろう。

(大久保委員)

今の基本的施策⑥について、防災対策は自治会がメインになってくると思うが、実際問題自治会は男性がメインのため、実際に災害が起きた時に女性が入っていないことで困っているという現状が日本全国ある。そういうこともしっかり防災危機管理課や自治会の方に働きかけていくと解釈して良いのか。生理用品も女性1人に1個しか配られないということも聞いた。女性からしたらありえないことであるし、それを男性から受け取る女性の気持ちというのもある。多様性ということもあるが、やはり下着とか女性特有のものに関しては、同じ性からもらいたいということもあるため、そういうことをきちんと働きかけていただけだと解釈して良いのかどうかを伺いたい。

(北川会長)

条例にはそこまで細かいことは入れられないとは思うが、内容としてはとても大切なことである。現時点での事務局の見解はいかがか。

(伊藤企画政策課長)

ただいまのご意見、非常に重要なことだと思っている。この条例を実際に運用する際は、企画政策課だけの取組ではなく、全庁的、全市的な取組に反映させなければいけないと思っているため、全庁的に周知を図り、同じような認識でそれぞれの施策に反映していくことを考えている。

防災については、今年と来年で地域防災計画を見直しているため、その辺りでも男女や多様性の視点を取り入れた計画になるのではないかと

考えている。

(北川会長)

おそらく盛り込まれていくだろう。審議会の中でも整理していきたい。

(大久保委員)

パートナーシップ制度について、多様性の条例でなぜ今回入れられないのか疑問。もちろんその前段階が必要だということはわかるが、今入れても良いのではないかと、話を聞いて思っていた。このままなし崩し的に入らないという可能性もあるのかと考えてしまったため、後から入れることになるのであれば、どのようなプランを考えているのかということは聞きたい。

(事務局)

今回は、皆様に多様性を尊重してもらうということが先にある。条例の中にパートナーシップ制度を盛り込んでいる自治体、条例に基づいて制度を行っている自治体というのは全国でもあまりない。現在 200 自治体以上がパートナーシップ制度を導入しているが、条例を作った後に、一段条例より下の要綱という形でさらに細かく決めて導入しているところがほとんど。流山市でパートナーシップ制度を導入する際には、審議会になるのかはっきりはしないが、どのように作るかということもまた審議したいと考えている。パブコメにはかけることになると思う。

パートナーシップ制度については、自治体それぞれの考え方で細かいことを決めている。同性だけとか、もっと広い範囲でファミリーまで範囲を広げているとか、そういったこともよく研究をしないと一概にどの自治体と同じというようにはできないと考えている。他市の情報を研究はしているが、今回は条例の後に考えたい。

(北川会長)

次のステップとしては、審議会の役割は大きいと思う。今後、しっかり考えていくてほしい。

項目 No. 7 . 計画の策定、項目 No. 8 . 委任についてはいかがか。

条例ができたら、具体的にその施策を進めるということにもなっていく。その基本的な計画を策定するために、こういった文言で良いか。

(大久保委員)

初めにこの資料が届いた時に、はっきり言えばわかりづらい、わかるようでわからないという感想を持った。私の理解力の問題なのかとずっと考えていたが、項目No.7について、市民の方もわかるようではわからぬのではないかと感じた。

項目No.8. 委任の「市長が別に定める」というのは、例えばここで話し合ったこと以外でも、必要があれば市長が別に何かを作れるということか。ここがわかりづらかった。

(北川会長)

まずは項目No.8について、事務局いかがか。

(事務局)

この条例は理念条例のため、基本的な考え方や枠組みを提示しているが、この条例で定めたものを施行するために必要な手続き的なものについては要綱や規則で別に定めることができるということを記載している。

(北川会長)

項目No.7がわかりにくいというのは確かにある。「計画」も2回出てきている。「総合的かつ計画的に実施する」とあるが、計画に対して「計画的に」という言葉は必要ない。「かつ計画的に」という言葉を取った方がわかりやすいのではないか。

(事務局)

「総合的に実施するための基本的な計画を定める」という文言にする。

(北川会長)

一つひとつ見てきて最後にまた前文に戻るが、改めてこれで良いかどうかご意見を伺いたい。流山市らしい条例になるようにこの審議会で考

えていくということであるため、皆様のご意見は非常に重要なものと考え、ここまで議論したことを盛り込んでいきたいと考えている。細かい言葉遣いや文章の流れについてご指摘いただき修正した部分もあるが、もう一度事務局でもそれが適切かということをご判断いただきたい。そしてまた次に進むということにしたい。最初からこの条例の名称について色々とご意見をいただいているが、事務局からもう一度ご説明いただけるか。

(大久保委員)

説明は詳しくしていただきわかっている。わかるけれども納得はできないという気持ち。ここに来たのも、1番初めは自分の子どもが将来「男らしく」など言われないようにとか、自分自身が女性ということで教育はしなくていいという環境にあったため、そういう所を改善したいという思いを持ってこの審議会の審議委員に応募した。そのため、男女のことだわりがもしかしたら少し強いのかもしれないとは思っている。多数決になってしまふとは思うが、やはりここはどうしても納得できないというのは正直ある。事務局の説明はわかっている。言いたいことや言っていることも理解はしている。

(北川会長)

お互いの言いたいことはみんなわかっていることだろうと思う。その上で名称をどうするかを考えたい。男女の差別も格差もなくしていくということは、この条例の中にきちんと包摂されている。その次のステップを踏むための条例として、男女共同参画ということを含めた多様性としていくという案を考えることになっている。

多様性ということだけに固執するわけではないが、条例に男女共同参画を入れるのであれば、もっと前に入れておくべきだった。男女共同参画の施策は次々と打ち出され現在進行中であるため、今回はそれも中に含めてということになる。

多様性の社会を目指す条例は、千葉県ではまだどこにもできておらず、流山市が最初に作ることになる。そういう意味で流山市としての思いもあることも知った上で、どのような名称にするかを次回もう少し検討したい。

(事務局)

第3回の審議会は7月7日（木）午前10時から予定している。内容は、今回ご審議いただいた条例骨子案を修正したものを提示し、答申案にご意見をいただきたいと考えている。予定が変更となった場合は通知をもってお知らせする。改めて開催通知でお知らせするが、ご出席をお願いしたい。

(伊藤企画政策課長)

施策を進める上でも非常に参考になるご意見を多数いただいた。皆様からのご意見を次回の資料に反映したいと考えている。引き続きご協力ををお願いしたい。

皆様はもうすでにご承知かと思うが、今週の23日木曜日から、男女共同参画週間となり、今年度のテーマは、「『あなたらしい』を築く、『あたらしい』社会へ」となっている。改めてご家族やご友人と一緒に男女共同参画について考える機会になればと思い、お伝えした。

(北川会長)

私たちも条例案を検討しているため、男女共同参画週間の1週間の中でもしっかりと考えていきたい。

以上をもって、令和4年度第2回流山市男女共同参画審議会を終了とする。